

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

あま市都市計画マスタープランは、平成 24 年度に策定しており、目標年次を平成 33 年度とした概ね 10 年間の都市全体の将来ビジョンや地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かくかつ総合的に定めています。

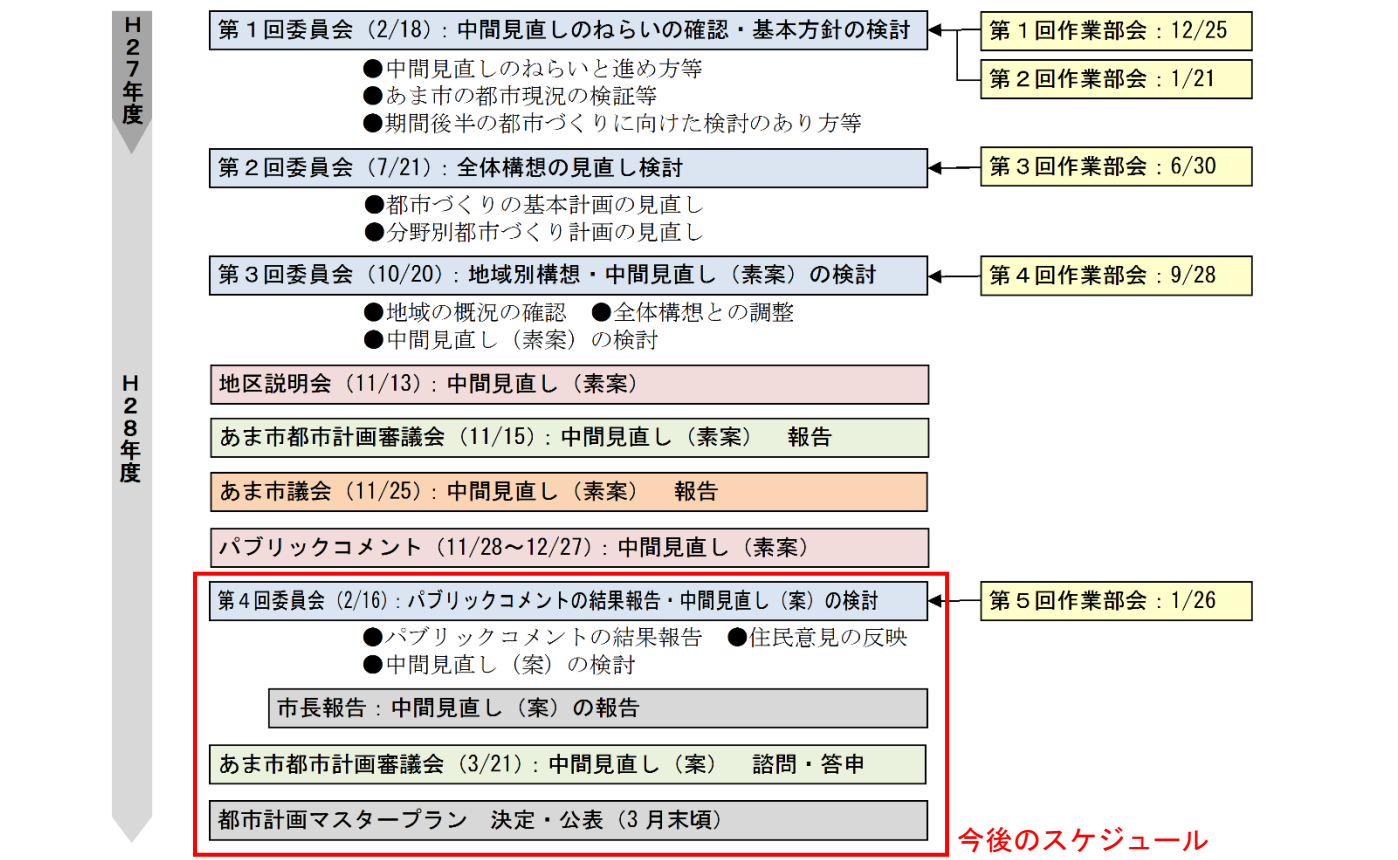
2 都市計画マスタープランの中間見直しのねらい

平成 24 年度の策定から 5 年目を迎えるにあたり、「まち・ひと・しごと創生法の制定」、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の公表」、「リニア中央新幹線 工事実施計画の公表」、「あま市本庁舎基本構想・基本計画の策定」などの策定以降の法制度の改正、社会情勢等の変化・要素を踏まえた新たな方針等の追加検討・拡充を行うなど、期間後半のあま市の都市づくりを更に力強く推進していくための中間見直しを進めています。

3 見直しの体制及びスケジュール

見直しにあたっては、本年 2 月より名古屋産業大学加藤哲男教授を委員長とした策定委員会を組織し、検討作業を進めてまいりました。また、同時に進めている第 1 次あま市総合計画後期基本計画の策定作業との連携・調整も行ってまいりました。

今回、素案について、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様に公表するとともに、意見を募集いたします。そして、いただいた意見を踏まえて、3 月末の最終取りまとめを進めてまいります。



4 都市計画マスタープランの構成及び中間見直しの内容



5 拡充・追加する主なポイント

新たな方針の追加や既存の方針の拡充として、下記の将来都市構造図や土地利用構想図、重点施策の見直しを行っています。

〈拠点に関する方針〉

- 市域全体の安全安心と地域活力の創造を支える「防災・活力連携拠点」を、七宝駅及び新庁舎周辺に新たに配置します (①)。

〈道路・交通に関する方針〉

- 新庁舎と「街なか居住拠点」間や、市内各所と拠点間に公共交通軸を配置し、その検討を進めます (②)。
- リニア中央新幹線開業を見据え、広域的な人・モノの交流の拡大を図るため、広域幹線道路網（(都)名古屋環状2号線、(都)名古屋津島線）の整備促進を図ります (③)。

〈防災に関する方針〉

- 密集市街地等における狭あい道路の拡幅整備の検討を進めます (④)。
- 津波浸水想定区域での防災対策（ソフト）の取り組みを検討します (⑤)。

〈土地利用の基本方針〉

- 駅周辺という恵まれた交通環境を生かした住みやすい地域づくりを進めていくため、「居住環境維持・向上地」を、七宝駅及び新庁舎周辺に新たに配置します (①)。
- あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略における市内従業員数の目標達成に向けて、市内4路線沿道の位置付けを見直し、雇用機会の創出や適切な工業用地供給のための「産業誘導ゾーン」を配置します (②)。
- 空き家の利活用等を推進し、市街化区域内での土地利用の流動化を図ります (③)。

